

○宇和島市大学生等生活応援事業実施要綱

令和4年4月1日

要綱第76号

改正 令和7年4月1日要綱第61号

令和8年4月1日要綱第59号

(目的)

第1条 この要綱は、市外の大学等に在学する大学生等に対し、学生生活の支援を行うとともに、本市へのふるさと回帰を促し、郷土愛の醸成を図るため、ふるさと宇和島の特産品の支給を行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ふるさと小包 前条の目的を達成するために、宇和島市（以下「市」という。）が支給する宇和島特産品をいう。

(2) 大学等 日本国内かつ市外の学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき設置された大学（専門職大学及び短期大学を含む。）、高等専門学校（4年次以上に限る。）、専修学校（専門課程に限る。）その他これらに準ずる学校等をいう。

(3) 大学生等 申請日が属する年度の4月1日時点において35歳未満（申請日が属する年度の4月2日が35歳の誕生日の者を含む。）であり、かつ申請日において次に掲げる全ての要件を満たす者をいう。

ア 大学等に在学していること。

イ 過去1年以上、宇和島市内に住所を有していたことがあること。

ウ 国内及び宇和島市外に居住していること。

(4) 保護者等 学校教育法第16条の規定に該当する保護者その他市長が認める者をいう。

(5) 申請対象者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 申請日において本市に住所を有している保護者等

イ 単身赴任その他やむを得ない理由により申請日において市外に住所を有している保護者等であって、特別の事情があると市長が認めた者。ただし、他の市町村において、本事業と同程度の支援等を受けていない者に限る。

ウ ア又はイに準ずるものとして市長が認めた者

(6) 支給対象者 ふるさと小包の送付対象となる大学生等をいう。

(申請等)

第3条 ふるさと小包の支給を希望する申請対象者は、宇和島市大学生等生活応援ふるさと小包支給申請書(別記様式)を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請の際に、次に掲げる書類の提出を求めるものとする。

(1) 申請者本人を証明する書類

(2) 大学生等であることを証明する書類

(3) その他市長が必要と認める書類

3 申請回数は、同一学年につき1回までとし、正規の最短修業年限を上限とする。

なお、休学、留学等により修業年限が延長された場合の期間延長は認めない。

(ふるさと小包の送付等)

第4条 市長は、前条第1項の申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者の居住地にふるさと小包を2回送付する。

(不当利得の返還)

第5条 市長は、偽りその他不正の手段によりふるさと小包の支給を受けた者に対し、支給を行ったふるさと小包に要した費用相当額の返還を求めることができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和7年4月1日要綱第61号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則(令和8年4月1日要綱第59号)

(施行期日)

1 この要綱は令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現に使用している旧様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。